

## 私道への公共下水道設置要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、私道に公共下水道（以下「下水道」という。）を設置することについて必要な事項を定め、下水道の普及促進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において「私道」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路以外の道路で、現に一般通行等のため公衆の用に供しているものをいう。

(設置の要件)

**第3条** 下水道の設置を行う私道は、次の各号に掲げる要件をすべて備えたものとする。

- (1) 原則として地目が公衆用道路で、建物の敷地等とは分筆して登記されていること。
  - (2) 私道に設置する下水道を利用することとなる建物が2棟以上あり、それぞれ所有者が異なっていること。
  - (3) 私道の所有者全員が下水道の設置及び維持管理のため土地を無償使用することについて承諾していること。ただし、共同所有型私道にあつては、各共有者の持分の過半数を占める者から承諾書が提出され、かつ、当該共同所有型私道の全ての所有者から承諾を得られない理由書が提出された場合において、市長が必要と認めるときはこの限りでない。
  - (4) 原則として自然流下が可能で、工事の施工及び管路施設の維持管理上支障のない地形であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が公益上特に必要があると認めるときは、当該私道に下水道を設置することができる。

(申請)

**第4条** 私道に下水道の設置を申請する者は、代表者を選定し、次の各号に掲げる書類を市長へ提出するものとする。

- (1) 公共下水道設置代表申請書（別記第1号様式）
- (2) 公共下水道設置申請書（別記第2号様式）
- (3) 公共下水道設置承諾書（別記第3号様式）
- (4) 位置図（別記第4号様式）及び公図等の写し

(審査及び通知)

**第5条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な審査及び調査等を行い、その結果を公共下水道設置決定通知書（別記第5号様式）により前条の代表者に通知するものとする。

(工事)

**第6条** この要綱により設置を決定した下水道の工事は、毎年度予算の範囲内で行うものとする。

(下水道の移設等)

**第7条** この要綱により設置された下水道の全部又は一部を移設し、又は撤去しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。この場合において、当該移設又は撤去の工事に要する費用は、原因者の負担とする。

(決定の取消し等)

**第8条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、下水道設置の決定を受けたとき。

(2) 下水道の設置申請に係る公共ます設置対象家屋が滅失し、第3条第1項の要件を欠くに至ったとき。

2 前項第1号の規定により当該決定を取り消された場合において、既に下水道設置工事が着手され、又は終了しているときは、当該申請者は、その工事費用に相当する額を市に支払わなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

この要綱は、平成24年10月1日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

## 公共下水道設置代表申請書

年 月 日

（あて先）八 戸 市 長

代表者

住 所

氏 名

私道への公共下水道設置要綱に基づく公共下水道管の設置について、  
下記のとおり申請します。

設 置 場 所 八 戸 市 .....

延長及び幅員 延 長 ..... m 幅 員 ..... m

対 象 建 物 ..... 棟

- 添付書類
- 1 公共下水道設置申請書（第2号様式）
  - 2 公共下水道設置承諾書（第3号様式）
  - 3 位置図（第4号様式）及び公図等の写し

注：代表者の住所・氏名は署名してください。

## 公共下水道設置申請書

年 月 日

（あて先）八 戸 市 長

申請者 住 所 .....

氏 名 .....

電 話 .....

下記の事項について確認の上、私道への公共下水道管の設置について申請します。  
申請するに当たり、手続きの一切を代表者に委任します。

設 置 場 所 八 戸 市

### 確 認 事 項

1. 公共下水道工事の施工後に、受益者負担金が賦課されます(土地面積 1 m<sup>2</sup>あたり 280 円)。  
これは、一度限り納めていただくもので、駐車場、更地、原野等の建物が建っていない土地や建物が建っていて公共下水道に未接続の場合でも賦課されます。
2. 公共下水道への接続工事費用(宅内排水設備工事費用)は、各戸での負担となります。
3. 公共下水道への接続後には、水道使用水量を基に算定された下水道使用料がかかります。
4. 公共下水道工事における道路復旧は、現況復旧となります。したがって、工事終了後に道路に凹凸、ひび割れ等が発生した場合は、その原因が明らかな施工不良である場合を除き、補修等を行いません(凍上等の自然現象や経年劣化等による凹凸、ひび割れ及び砂利の流出等の補修は私道所有者の責任で行うこととなります)。  
また、舗装の厚さ、使用材料等は、市が管理する道路の舗装復旧基準に準拠します。

注：申請者の住所・氏名は署名してください。

【第3号様式添付様式】

共同所有型私道の全ての所有者から承諾を得られない理由書

(あて先) 八 戸 市 長

代表者

住 所

氏 名

以下のとおり、共同所有型私道の全ての所有者から承諾を得られないため理由書を提出します。  
なお、共同所有型私道にあっては、各共有者の持分の過半数を占める者から承諾書が提出されたことを申し添えます。

土地の表示

所 在 地 .....

地目及び地積(地目).....(地積)..... m<sup>2</sup>

土地所有者一覧

氏名	賛否	持分	所在等 不明	沿道土 地所有	実施した調査
賛成者持分合計					

<補足>

- ・土地の表示ごとに理由書を作成すること。
- ・土地所有者の人数に合わせて、適宜一覧を加減すること。
- ・賛否は賛成(承諾)、反対、不明を区別すること。
- ・所在等不明者には所在等不明を証明する調査を実施すること。(登記簿・住民票調査等)
- ・私道への下水道の設置に関して問題が発生した場合は、当事者間において誠意をもって解決すること。

(沿道の土地を所有する土地所有者の賛成(承諾)は必須とする。また土地所有者のうち明らかな反対者がいる場合は受理しない。)

## 公共下水道設置承諾書

年 月 日

(あて先) 八 戸 市 長

土地所有者

住 所

氏 名

土地の表示

所 在 地

地目及び地積(地目)

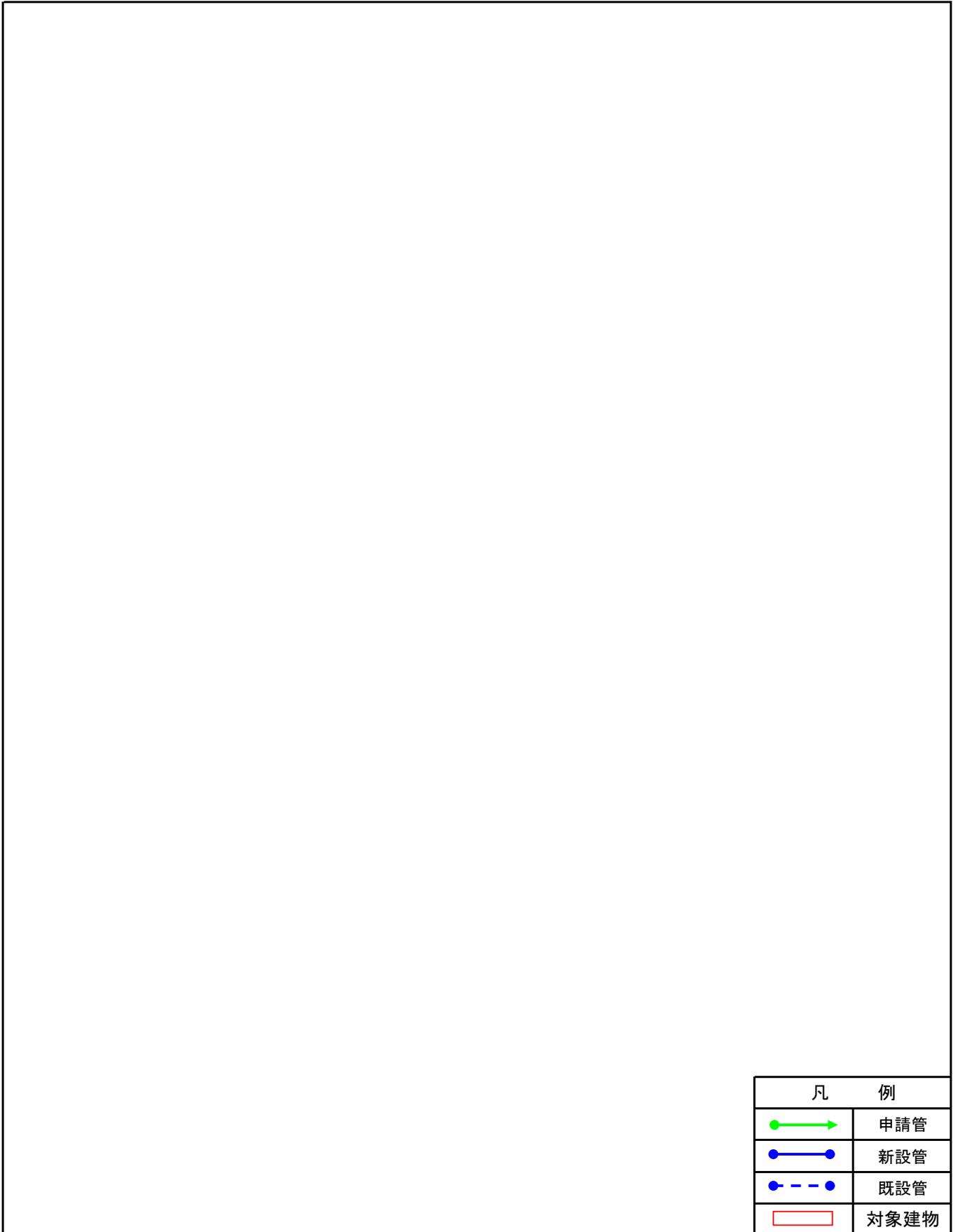
(地積)

m<sup>2</sup>

上記の土地について次のとおり公共下水道の設置及び維持管理のために使用することを承諾します。

- 1 使用料 無償
- 2 使用期間 公共下水道存置の期間
- 3 維持管理等 公共下水道存置の期間制限しない。
- 4 工作物等 公共下水道の機能及び維持管理に支障を与えるような工作物等を設置しない。
- 5 内容の承継 土地所有権を他に譲渡する場合は、譲受人に対し、この承諾内容を承継する。
- 6 その他 公共下水道設置後に他の住民から利用の申し出があった場合は、当該土地の使用を認める。

# 位置図



凡 例	
	申請管
	新設管
	既設管
	対象建物

## 公共下水道設置決定通知書

申請者代表

様

八戸市長

印

年 月 日付けで申請のあった私道への公共下水道設置申請について  
下記とおり決定しましたので通知します。

### 記

- 1 設置場所
- 2 施工予定
- 3 設置の条件等

（申請第 号）